

# 掛川第四地区まちづくり協議会規約

## (愛称：城西まちづくり協議会)

### 前 文

私たちの住む城西区は、東西に細長い約20ヘクタール(60,500坪)の面積に、500余世帯1,300余人の人たちが住んでいる地域です。

城西区は、かつては掛川城の外堀に囲まれた、侍など家臣の住居地であった由緒ある町で、区内の「金鋸場」「中西」「大西」といった地区の呼び名は、往時の面影を伝えるものとして、現在も使われています。

そこに住む人が地域の所縁を知ることは、『心を豊かにし、誇りと愛着を持ち、地域連携の無形の財産になる』と云われます。

今、掛川市では「自治基本条例」の制定を契機に、その趣旨を生かした「協働によるまちづくり」を推進しています。

現在は、マンションや新しい住宅地もでき、伝統を大切にする風情ある中にも新しい風が吹き込んでいます。

この新旧の風を融合させ、城西区が目指す『笑顔でふれあう 住みよいまち城西』の実現にむけて、区民の皆様はもとより、区の組織、各団体、ボランティア組織、学校、企業などにも幅広く参加していただき、区の公共的課題について議論を深め、解決することができるよう「掛川第四地区まちづくり協議会（愛称：城西まちづくり協議会）」を組織することとします。

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 本会は、「掛川第四地区まちづくり協議会」（以下「本会」という。）と称する。

なお、本会の愛称を「城西まちづくり協議会」と称し、城西区内での活動においては、本会への愛着を深めるため、この名称を使用するものとする。

#### (事務所)

第2条 本会の事務所は、城西区公会堂（掛川市城西一丁目6番5号）に置く。

#### (目的)

第3条 本会は、掛川市自治基本条例の理念（生涯学習・報徳の精神）及び基本原則（情報共有・参画・協働）に基づき、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、互助互恵の精神をもって連携、協力して、地域課題の解決等により、今よりさらに住みよい地区を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

#### (区域)

第4条 本会の区域は、掛川第四地区（城西区）の範囲とする。

#### (構成員)

第5条 本会は、城西区内に居住する住民及び城西区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）を構成員とする。

2 本会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。

3 団体等は、本会への参加を希望するときは、第7条第1項の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(事業)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画及び実施等に関すること。
- (2) 実施事業の検証及び改善に関すること。
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
- (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させること。
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業に関すること。

## 第2章 組織及び役員

(組織)

第7条 本会は、総会、理事会、常任理事会、四役会及び部会をもって構成する。

- 2 本会に事務局を置く。
- 3 本会に監査を置く。

(役員の種別)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1名 |
| (2) 副会長  | 2名 |
| (3) 常任理事 | 1名 |
| (4) 理事   | 6名 |
| (5) 部長   | 5名 |
| (6) 会計   | 1名 |
| (7) 事務局長 | 1名 |
| (8) 監事   | 2名 |

(役員の決定)

第9条 会長は、城西区区長をもって充てる。なお、他の役員との兼務を認めない。

- 2 副会長は、城西区副区長をもって充てる。なお、他の役員との兼務を認める。
- 3 会計は、城西区会計をもって充てる。なお、他の役員との兼務を認めない。
- 4 事務局長は、理事会において選出し、総会で承認を得る。
- 5 常任理事は、城西区・地区長・まちづくり協議会各部長・自主防災会長をもって充てる。なお、他の役員との兼務を認める。
- 6 理事は白寿会、中和会、青年会、子供会、中学PTA、保健活動推進委員の代表者をもって充てる。なお、他の役員との兼務を認める。
- 7 部長は、各部会で選出し、総会で承認を得る。なお、他の役員との兼務を認める。
- 8 監事は、城西区監事をもって充てる。なお、他の役員との兼務を認めない。
- 9 設立時の役員については、「掛川第四地区まちづくり協議会設立準備委員会」において選出し、設立総会で承認を得る。

(役員の職務)

第10条 本会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 常任理事及び理事は、本会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 部長は、部を代表し、部内事務を統括する。
- (5) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

- (6) 事務局長は、本会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (7) 監事は、本会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第11条 本会の正副会長、会計、事務局長及び監事の任期は2年、他の役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第12条 本会は、必要に応じて、総会の承認を得て、相談役を置くことができる。

### 第3章 会議

(総会)

第13条 総会は、本会の最高決議機関とし、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は、城西区内の各組から選出された代表者1名（組長等）をもって充てる。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年4月に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の2以上の者から、目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は代議員の3分の2以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(総会の議長等)

第18条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

2 総会の議事録署名人は、議長の外1名とし議長が選任する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の承認に関すること。
- (4) 地区まちづくり計画に関すること。

(5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は、総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

(理事会)

第22条 理事会は、総会に次ぐ本会の決議機関とする。

(理事会の構成)

第23条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

第24条 理事会は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第25条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項のうち、総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(常任理事会)

第26条 常任理事会は、総会及び理事会に次ぐ本会の決議機関とする。

(常任理事会の構成)

第27条 常任理事会は、正副会長、会計、事務局長及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の招集と議長)

第28条 常任理事会は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、常任理事会の議長となり、議事を整理する。

(常任理事会の審議事項)

第29条 常任理事会は、次の事項原案など審議し、決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事会に付議すべき事項のうち、理事会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
- (4) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(四役会)

第30条 四役会は、総会、理事会及び常任理事会に次ぐ本会の決議機関とする。

(四役会の構成)

第31条 四役会は、正副会長、会計及び事務局長をもって構成する。

(四役会の招集と議長)

第32条 四役会は、会長が必要に応じて招集する。  
2 会長は、四役会の議長となり、議事を整理する。

(四役会の審議事項)

第33条 四役会は、次の事項原案など審議し、決定する。

- (1) 常任理事会に付議すべき事項
- (2) 常任理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 常任理事会に付議すべき事項のうち、理事会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
- (4) その他常任理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会の構成)

第34条 本会に次の部会を置く。

- (1) 企画運営部会
- (2) 交流文化部会
- (3) 健康教育部会
- (4) 安全安心部会
- (5) 環境美化部会
- (6) 体育部会

2 部会は、城西区においてまちづくりを行う構成員及び団体等で構成する。

3 部長は、各部会を構成する者の中から選出する。

(部会の役割)

第35条 部会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 部会の会議は、部長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。
- (3) その他部会運営等に必要な事項に関すること。

## 第4章 会 計

(経 費)

第36条 本会の経費は、市交付金、城西区からの助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第38条 本会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 本会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監 査)

第39条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。ただし、必要と認めた場合は、臨時に行うことができる。

## 第5章 雜 則

(書類の整備及び保存期間)

第40条 本会は、次に掲げる帳簿等を備え付け、これを保存しなければならない。

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 掛川第四地区まちづくり協議会規約 | 永 久 |
| (2) 役員名簿             | 5年間 |
| (3) 金銭出納簿及び関係書類      | 7年間 |
| (4) 総会及び役員会の記録       | 5年間 |
| (5) その他必要と認める書類及び帳簿  | 5年間 |

(委 任)

第41条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が常任理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成27年12月20日から施行する。

<改定> 総会にて一部改訂 令和2年4月26日

(役員の種別) 第8条(3)、(4)(役員根決定) 第9条-4、5、6

(部会の構成) 第34条(3) (4)